

川口市営住宅設置及び管理条例 (平成9年9月30日条例第47号)

最終改正: 平成29年12月26日条例第97号

改正内容: 平成29年12月26日条例第97号[平成30年4月1日]

○川口市営住宅設置及び管理条例

平成9年9月30日条例第47号

改正

平成11年3月16日条例第20号
平成11年12月21日条例第50号
平成12年9月27日条例第63号
平成12年12月26日条例第81号
平成15年6月30日条例第32号
平成16年6月24日条例第34号
平成17年12月21日条例第78号
平成18年3月10日条例第8号
平成19年12月25日条例第55号
平成21年9月29日条例第32号
平成23年9月26日条例第123号
平成24年3月27日条例第28号
平成24年12月20日条例第60号
平成25年9月26日条例第35号
平成26年9月26日条例第75号
平成27年3月12日条例第38号
平成27年9月28日条例第61号
平成29年12月26日条例第97号

川口市営住宅設置及び管理条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 公営住宅等の設備(第3条の2—第3条の16)
第3章 公営住宅の管理(第4条—第43条)
第4章 社会福祉法人等による公営住宅の使用(第44条—第47条)
第5章 駐車場の管理(第48条—第53条)
第6章 改良住宅の管理(第54条—第57条)
第7章 市単独住宅の管理(第58条)
第8章 雜則(第59条—第64条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 公営住宅、改良住宅及び市単独住宅をいう。
(2) 公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、
 公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るものをいう。
(3) 改良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)第17条第1項の規定により建設し、賃貸する
 ための住宅をいう。
(4) 市単独住宅 市が低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助によらないものをい
 う。
(5) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設、改良法第2条第7項に規定する地区施設及び市単独住宅の入居者の共同の
 福祉のために必要な施設で市長が別に定めるものをいう。
(6) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
(7) 公営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する建替事業をいう。
(設置)

第3条 本市は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する住宅として、市営住宅及びその共同施

設を設置する。

2 市営住宅の名称、位置、戸数及び規格並びに共同施設の位置、種類及び規模は、規則で定める。

第2章 公営住宅等の設備

(健全な地域社会の形成)

第3条の2 公営住宅及び共同施設(以下この章において「公営住宅等」という。)の整備に当たっては、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条の3 公営住宅等の整備に当たっては、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるようするものとする。

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

(位置の選定)

第3条の5 公営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置の選定に当たっては、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮するものとする。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とする。

(公営住宅の基準)

第3条の8 公営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 公営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

3 公営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

4 公営住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

5 公営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

(公営住宅の住戸の基準)

第3条の9 公営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

(公営住宅の住戸内の各部)

第3条の10 公営住宅の住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

(公営住宅の共用部分)

第3条の11 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

(公営住宅の附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造とし、合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第3章 公営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 広報紙への掲載

(2) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

(3) その他市長が適当と認める方法

2 前項の公募に当たっては、市長は、公営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、入居の申込みの方法、選定方法の概略、入居予定期限その他必要な事項を公表する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募によらないで、公営住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 公営住宅建替事業による住宅の除却

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第11条第5号、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第2項において同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認めるものを除く。)にあっては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害 知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までのいずれか又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手から

の暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれaからcまでに掲げる程度であるものがある場合

a **身体障害** 前号イの(ア)に規定する程度

b **精神障害** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(イ) 入居者又は同居者に前号ウ、エ、カ又はキに該当する者がある場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(エ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円
(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 市内に住所を有し本市市民税を納期までに完納している者であること。

(4) アからカまでのいずれかに該当する者であること。

ア 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

ウ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

エ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

オ 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

カ アからオまでに掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

(5) この条例に定める家賃及び敷金を支払う能力のある者であること。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第1号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

(入居者の資格の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者(前条第1項第6号に該当しない者を除く。)は、公営住宅に入居することができるものとする。

2 前条第1項第2号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の承認)

第8条 公営住宅に入居しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者の選定)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合には、抽選により当該公営住宅への入居の予定者(以下「入居予定者」という。)を選定する。

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定により入居予定者を選定する場合においては、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居予定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い入居予定者を選定するものとする。

(入居予定者の選定の特例)

第11条 市長は、入居させるべき公営住宅の戸数のうちその都度定める戸数について、第9条の規定により抽選により入居予定者の選定をするととき又は前条の規定により入居補欠者を定めるときは、次の各号のいずれかに該当する者には、その該当する状況に応じ、優先的な取扱いをすることができる。

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事由のいずれかに係る者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者
- (3) アからエまでのいずれかに該当する者のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者
 - ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第32条第2項において同じ。)
 - イ 18歳未満の親族
 - ウ おおむね60歳以上の親族
 - エ 次号アからオまでのいずれかに該当する親族
- (4) アからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかであるもの
 - イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までのいずれか又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
 - ウ 精神障害者(知的障害者を除く。)でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級であるもの
 - エ 知的障害者でその知的障害の程度がウに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
- (5) 前号アからオまでのいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者
- (6) 前各号に該当する者のほか、市長が特に住宅に困窮していると認める者
(入居させる住宅についての配慮)

第12条 市長は、公営住宅の入居の承認をする際には、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮するものとする。

2 第6条第1項第1号ただし書の規定に該当する者を入居させる住宅は、小規模の住宅であって市長が定める規格のものとする。
(入居手続等)

第13条 第8条第1項の承認を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、当該承認を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の署名を必要としない。
 - (2) 第21条第1項の規定により敷金を納付すること。
- 2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続(以下この条において「入居手続」という。)をすることができるときは、市長が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。
- 3 市長は、入居決定者が前2項に規定する期間内に入居手続をしないときは、第8条第1項の承認を取り消すことができる。
- 4 市長は、入居決定者が入居手続をしたときは、速やかに、その者に対し、公営住宅への入居日を通知するものとする。
- 5 入居決定者は、前項の規定により通知した入居日から15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第14条 入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。

- (1) 前項の規定により同居させようとする者が暴力団員である場合
- (2) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれ同号アからウまでに定める金額を超える場合
- (3) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 市長は、入居者又は同居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項(第1号を除く。)の規定にかかわらず、第1項の承認をすることができる。

(入居の承継)

第15条 入居者が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、その死亡又は退去の日から20日以内に、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。

- (1) 前項の規定により承認を受けようとする者又は同居者が暴力団員である場合
- (2) 前項の規定により承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。)

- (3) 前項の規定により承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合
- (4) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合
- 3 市長は、第1項の承認を受けようとする者又は同居者が病気にかかっていることその他特別の事情が存在し、居住の安定を図る必要があると認めるときは、前項(第1号を除く。)の規定にかかわらず、同項の承認をすることができる。
- (家賃の決定)

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条第1項、第31条第1項及び第32条第1項において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により、市長が定める額とする。ただし、入居者(次条第2項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。)からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により、市長が定める額とする。
- (収入の申告等)

- 第17条** 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。
- 2 市長は、入居者(次に掲げる者に限る。)が、前項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法により当該入居者の収入を把握することができる。
- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者 前号に掲げる者を除く。)
- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者
- 3 市長は、第1項の規定による申告又は前項の規定に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定について、市長に対し、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば、当該認定を更正するものとする。
- (家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、家賃(第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、第21条第2項、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。)の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者(同居者を含む。以下この条において同じ。)の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者が病気、失職等の事由により著しく生活が困難な状態にあるとき。
- (3) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

- 第19条** 家賃は、第13条第4項の規定により通知した入居日から公営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第42条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその請求の日)までの間、徴収する。
- 2 家賃は、毎月末日までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに公営住宅に入居した場合又は公営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。
- 4 入居者が第41条第1項に規定する手続を経ないで公営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。
- (延滞金の徴収)

- 第20条** 入居者は、前条第2項に規定する期限(以下「納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、当該金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額は徴収しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- (敷金)

第21条 市長は、入居者から入居時における3ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。この場合において、市長は、特別の事情があると認めるとときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 前項に規定する敷金は、入居者が公営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

3 敷金には、利子を付さない。

(敷金の運用等)

第22条 市長は、敷金を国債又は地方債の取得、預金等安全かつ確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第23条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(迷惑行為の禁止)

第25条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(不使用の届出)

第26条 入居者は、当該公営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(用途変更の禁止)

第27条 入居者は、公営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え、増築等の禁止)

第28条 入居者は、公営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(収入超過者の認定等)

第29条 市長は、入居者が当該公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において第17条第3項の規定により認定した収入の額が第6条第1項第2号に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居者に通知するものとする。

2 第17条第4項の規定は、前項の認定について準用する。

(明渡し努力義務)

第30条 前条第1項の規定による通知を受けた入居者(以下「収入超過者」という。)は、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者の家賃)

第31条 収入超過者が当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第17条第3項の規定により認定された当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法により、市長が定める額とする。

2 第20条の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者の認定等)

第32条 市長は、入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において第17条第3項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居者に通知するものとする。

2 前項の入居者に配偶者以外の同居者がある場合における同項の収入の額の算出については、令第9条第2項に定めるところによる。

3 第17条第4項の規定は、第1項の認定について準用する。

(高額所得者に対する明渡しの請求)

第33条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた入居者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定により請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の事由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。
(高額所得者の家賃等)

第34条 高額所得者が当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者で同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さないものは、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
- 3 第18条及び第19条第2項から第4項までの規定は前項に規定する金銭に、第20条の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。
(住宅のあっせん等)

第35条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をするものとする。

(期間の通算)

第36条 法第24条第1項の規定により法第23条各号に掲げる条件を具备する者とみなされる者が他の公営住宅に入居した場合における第29条第1項及び第32条第1項の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 第39条の規定による申込みをした者が公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居した場合における第29条第1項及び第32条第1項の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第16条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等、第39条の規定による公営住宅への入居の措置又は第50条第2項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の
収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(建替事業による明渡しの請求)

第38条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。
(建替事業により新たに整備される公営住宅への入居)

第39条 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

(建替事業等に係る家賃の特例)

第40条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第16条第1項、第31条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、公営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、第59条第1項の住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者は、第28条ただし書の規定により公営住宅を模様替えし、又は増築等をしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡しの請求等)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が当該公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上公営住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

- (6) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
 - (7) その他入居者が法又はこの条例若しくはこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
- 4 第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
- 5 市長は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。
- 6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。
- (承認等に関する意見聴取)

第43条 市長は、次に掲げる場合は、公営住宅に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に關し、暴力団員に該当する事実の有無について、関係機関の長の意見を聞くことができる。

- (1) 第8条第1項の承認をしようとするとき。
- (2) 第14条第1項又は第15条第1項の承認をしようとするとき。
- (3) 前条第1項の規定による請求をしようとするとき。

第4章 社会福祉法人等による公営住宅の使用

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年／厚生省／建設省令第1号)第2条各号に掲げる者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同令第1条各号に掲げる事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、社会福祉法人等に対し、公営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付すことができる。

(使用料)

第45条 前条第1項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を毎月末日までに支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から家賃に相当するものとして徴収する金銭の額の合計は、前項に規定する額を超えてはならない。

(報告の請求)

第46条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、公営住宅を使用している社会福祉法人等に対し、当該公営住宅の使用状況について報告を求めることができる。

(使用許可の取消し)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第44条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第44条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) その他公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

第5章 駐車場の管理

(使用許可)

第48条 共同施設として設置された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする入居者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、併せて当該駐車場の使用開始日を通知するものとする。

(使用者の資格)

第49条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 公営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第42条第1項第1号から第5号まで及び第7号のいずれの場合にも該当しないこと。

(使用料)

第50条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の料金を限度として、規則で定めるものとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消し)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、使用者に対してその明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 使用者が第49条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) 使用者が次条で準用する第27条本文の規定に違反したとき。
- (7) その他公営住宅又は共同施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。

(公営住宅の規定の準用)

第53条 第19条、第20条、第26条、第27条本文及び第41条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 改良住宅の管理

(公営住宅の規定の準用)

第54条 次条から第57条までに定めるもののほか、第8条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第17条から第22条まで、第23条(第2項を除く。)、第24条から第30条まで、第35条、第37条、第41条、第42条(第1項第6号、第5項及び第6項を除く。)及び第43条の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項及び第3項	第8条第1項	第54条において準用する第8条第1項
第13条第1項第2号	第21条第1項	第54条において準用する第21条第1項
第18条	家賃(第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、第21条第2項、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。)	第56条の規定による家賃(第57条の規定による家賃を含む。以下この条、第54条において準用する次条、第21条第2項、第42条及び第63条において同じ。)
第19条第1項	第13条第4項	第54条において準用する第13条第4項
	第33条第1項又は第38条第1項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第42条第1項	第54条において準用する第42条第1項(第6号を除く。)
第19条第4項	第41条第1項	第54条において準用する第41条第1項
第20条第1項	前条第2項	第54条において準用する前条第2項
第24条第4号	前条第1項	第54条において準用する前条第1項
第29条第1項	第17条第3項	第54条において準用する第17条第3項
	第6条第1項第2号に規定する金額	第55条第2項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額
第29条第2項	第17条第4項	第54条において準用する第17条第4項
第30条	前条第1項	第54条において準用する前条第1項
第37条第1項	第16条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1	第56条第1項若しくは第57条の規定による家賃の決定、第54条において準用する第18条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第54条において準用する第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第54条において準用する

	項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等、第39条の規定による公営住宅への入居の措置又は第50条第2項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予	第35条の規定によるあっせん等
第41条第2項	第28条ただし書	第54条において準用する第28条ただし書
第42条第1項第7号	法	改良法
第43条第1号	第8条第1項	第54条において準用する第8条第1項
第43条第2号	第14条第1項又は第15条第1項	第54条において準用する第14条第1項又は第15条第1項
第43条第3号	前条第1項	第54条において準用する前条第1項(第6号を除く。)

(入居者の資格)

第55条 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者でなければならない。

2 市長は、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前項の規定にかかわらず、第6条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具备し、その者の収入が次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。

(1) 第6条第1項第2号アに掲げる場合 139,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 114,000円

3 前項の場合における改良住宅は、公営住宅とみなして、第4条、第5条、第7条及び第9条から第11条までの規定を準用する。
(家賃の決定)

第56条 改良住宅の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第2条第4号の第2種公営住宅に係る旧法第12条及び第13条の規定による家賃の決定の例により算出した家賃の限度となる額(以下「家賃限度額」という。)以下で、毎年度、第54条において準用する第17条第3項の規定により認定された収入の額に基づき、令第2条に規定する方法により、市長が定める額とする。ただし、改良住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第54条において準用する第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、家賃限度額に相当する額とする。

2 店舗である改良住宅の毎月の使用料は、家賃限度額の範囲内において市長が定める。

(収入超過者の家賃)

第57条 改良住宅に係る収入超過者が改良住宅に引き続き入居しているときは、改良住宅の毎月の家賃は、前条第1項の規定にかかわらず、毎年度、第54条において準用する第17条第3項の規定により認定された当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、家賃限度額の1.8倍に相当する額以下で市長が定める。

第7章 市単独住宅の管理

(公営住宅及び駐車場の規定の準用)

第58条 第4条、第5条(第3号及び第4号を除く。)、第6条第1項(第2号イを除く。)及び第2項、第8条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第22条まで、第23条(第2項を除く。)、第24条から第30条まで、第32条、第33条、第34条(第1項を除く。)、第37条、第41条、第42条(第1項第6号、第5項及び第6項を除く。)、第43条並びに第48条から第53条までの規定は、市単独住宅及びその駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「市単独住宅」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項第1号	この条、第11条第5号、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第2項	第58条において準用するこの条、第11条第5号、第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第2項
第11条	前2条	第58条において準用する前2条
第11条第1号	第5条第1号から第6号まで	第58条において準用する第5条第1号、第2号、第5号及び第6号
第11条第3号ア	第32条第2項	第58条において準用する第32条第2項
第12条第2項	第6条第1項第1号ただし書	第58条において準用する第6条第1項第1号ただし書
第13条第1項及び第3項	第8条第1項	第58条において準用する第8条第1項
第13条第1項第2号	第21条第1項	第58条において準用する第21条第1項

		項
第16条第1項	次条第3項	第58条において準用する次条第3項
	第29条第1項、第31条第1項及び第32条第1項	第58条において準用する第29条第1項及び第32条第1項
	近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により、市長が	公営住宅の家賃を考慮して、令第2条第2項の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ規則で
	第37条第1項	第58条において準用する第37条第1項
	近傍同種の住宅の家賃と	当該市単独住宅について本文の規定により規則で定める家賃のうち最も高い額の家賃(以下「最高額家賃」という。)と
第18条	家賃(第31条第1項及び第34条第1項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、第21条第2項、第40条、第42条、第63条及び附則第3項において同じ。)	家賃
第19条第1項	第13条第4項	第58条において準用する第13条第4項
	第33条第1項又は第38条第1項	第58条において準用する第33条第1項
	第42条第1項	第58条において準用する第42条第1項(第6号を除く。)
第19条第4項	第41条第1項	第58条において準用する第41条第1項
第20条第1項	前条第2項	第58条において準用する前条第2項
第24条第4号	前条第1項	第58条において準用する前条第1項
第29条第1項	第17条第3項	第58条において準用する第17条第3項
第29条第2項	第17条第4項	第58条において準用する第17条第4項
第30条	前条第1項	第58条において準用する前条第1項
第32条第1項	第17条第3項	第58条において準用する第17条第3項
第32条第3項	第17条第4項	第58条において準用する第17条第4項
第33条第1項	前条第1項	第58条において準用する前条第1項
第34条第2項	前条第1項	第58条において準用する前条第1項
	近傍同種の住宅の家賃	最高額家賃
第34条第3項	第18条及び第19条第2項から第4項までの規定は前項に規定する金銭に、第20条の規定は第1項の家賃についてそれぞれ	第58条において準用する第18条及び第19条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する金銭について
第37条第1項	第16条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等、第39条の規定による公営住宅への入居の措置又は第50条第2項	第58条において準用する第16条第1項の規定による家賃の決定、第58条において準用する第18条(第58条において準用する第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第58条において準用する第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第58条において準用する第33条第1項の規定による明渡しの請求又は第58条に

		おいて準用する第50条第2項
第41条第2項	第28条ただし書	第58条において準用する第28条ただし書
第42条第1項第7号	法又はこの条例若しくは	この条例又は
第42条第3項及び第4項	近傍同種の住宅の家賃	最高額家賃
第43条第1号	第8条第1項	第58条において準用する第8条第1項
第43条第2号	第14条第1項又は第15条第1項	第58条において準用する第14条第1項又は第15条第1項
第43条第3号	前条第1項	第58条において準用する前条第1項(第6号を除く。)
第49条第4号	第42条第1項第1号から第5号まで及び第7号	第58条において準用する第42条第1項第1号から第5号まで及び第7号
第52条第1項第5号	第49条	第58条において準用する第49条
第52条第1項第6号	次条で準用する第27条本文	第58条において準用する次条で準用する第27条本文
第53条	第19条、第20条、第26条、第27条本文及び第41条第1項	第58条において準用する第19条、第20条、第26条、第27条本文及び第41条第1項

第8章 雜則

(住宅監理員及び住宅管理人)

第59条 市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅監理員を置く。

2 住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

3 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

4 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて修繕すべき箇所の報告その他入居者との連絡の事務を行う。

5 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(立入検査)

第60条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を受けなければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市営住宅の目的外使用)

第61条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市長が特に必要と認める者に対し、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付すことができる。

3 第1項の規定により市営住宅の使用の許可を受けた者は、当該市営住宅の入居者に係る家賃の額との均衡を考慮して市長が別に定める金額の使用料を納付しなければならない。

4 第19条第2項及び第3項並びに第20条の規定は、前項の使用料について準用する。

(管理代行者による管理)

第62条 法第47条第1項の規定により、埼玉県住宅供給公社(以下「管理代行者」という。)が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条、第5条、第6条第2項、第8条から第10条まで、第11条(各号列記以外の部分に限る。)、第12条第1項、第13条から第15条まで、第19条第4項、第23条第3項、第26条から第28条まで、第33条第1項及び第3項、第35条、第37条第2項及び第3項、第41条第1項、第42条第1項、第5項及び第6項、第48条、第52条第1	市長	管理代行者

項、第59条第2項及び第3項並びに 第60条第1項		
第19条第4項	その日まで	市長はその日まで
第37条第1項	市長は、第16条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等、第39条の規定による公営住宅への入居の措置又は第50条第2項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予	管理代行者は、第33条第1項の規定による明渡しの請求又は第35条の規定によるあっせん等
第59条第2項	市職員	その職員

(罰則)

第63条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃、駐車場の使用料、店舗である改良住宅の使用料又は第61条第3項の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(委任)

第64条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、公布の日から施行する。
(川口市営住宅設置及び管理条例の廃止)
- 2 川口市営住宅設置及び管理条例(昭和46年条例第9号。附則第5項において「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の法の規定に基づいて供給された市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額については、改正法附則第7項の規定の例により算出した額とする。
- 4 施行日において、市長の許可を受けて駐車場の使用をしている者は、この条例の規定により市長の許可を受けた者とみなす。
- 5 施行日前に旧条例の規定によつてした請求、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつしたものとみなす。
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)
- 6 鳩ヶ谷市の編入の日(次項から附則第9項までにおいて「編入日」という。)前に、鳩ヶ谷市市営住宅条例(平成9年鳩ヶ谷市条例第22号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)の規定により決定した納期限が平成24年4月2日までの住宅使用料及びその延滞金は、なお編入前の鳩ヶ谷市条例及び鳩ヶ谷市税外諸収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(平成20年鳩ヶ谷市条例第1号)の例による。
- 7 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により入居の承認を受けた者の入居手続等は、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。
- 8 前2項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 9 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月16日条例第20号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年9月27日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月30日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月24日条例第34号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第78号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月10日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第55号)

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成21年9月29日条例第32号)

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第123号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 入居者が平成18年4月1日前に50歳以上である者(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において60歳以上である者を除く。)であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同月1日前に50歳以上である者(施行日において60歳以上である者を除く。)は、この条例による改正後の川口市営住宅設置及び管理条例第6条第1項第2号アの(ウ)に該当する者とみなす。

附 則(平成25年9月26日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定(同条第2項の改正規定を除く。)は平成26年1月1日から、第6条第1項第1号クの改正規定は同月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市営住宅設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第20条第1項本文及び第2項(これらの規定を第31条第2項、第34条第3項、第53条、第54条、第58条及び第61条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 新条例第20条第1項ただし書(第31条第2項、第34条第3項、第53条、第54条、第58条及び第61条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、平成26年1月1日以後に納期限の到来する家賃及び駐車場使用料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する家賃及び駐車場使用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月26日条例第75号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月28日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月26日条例第97号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成30年4月1日

(2) 第1条中第42条第3項の改正規定 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行の日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川口市営住宅設置及び管理条例第42条第3項の規定は、前項第2号に掲げる改正規定の施行の日以後に到来した支払期に係る同条第3項に規定する利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る第1条の規定による改正前の川口市営住宅設置及び管理条例第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。